

町立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

斜里町教育委員会

令和3年9月16日 第1版

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。

1. 家庭への協力依頼について

学校は、全ての家庭に対し、児童生徒等がPCR検査又は抗原検査を受けることとなった場合、学校に連絡をするよう協力を依頼します。

なお、「検査」とは、医師や保健所の指示による行政検査のことを指しており、民間の検査や保険適用外の検査は含みません。

2. 学校で感染者が確認された場合の対応について

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにします。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとります。

3. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者(以下「濃厚接触者等」という)の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会は、保健福祉部局等と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談を行います。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間(発症2日前(無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間)のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②

いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- 感染者と同居又は長時間の接触があった者
- 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者
(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある)
- 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし(※)で、感染者と15分以上の接触があった者
(例えば、感染者と会話していた者)

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認します。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等
(感染者と同一の学級の児童生徒等)
- 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等
(感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等)
- 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
- その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※ 学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられます。

4. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて町教委が判断することとなります。

<臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとお

り臨時休業を検討します。

①校内の清掃消毒等に要する期間

校内の清掃消毒等に要する期間、臨時休業を行うことが考えられます。

②保健所の調査に時間を要する場合

保健所や連携する医療機関等に相談の上、陽性が判明した児童生徒の行動履歴や地域の感染状況等を踏まえ、範囲を広めに設定して休業等の措置をとり、調査の結果が確定次第、改めて休業の期間や範囲を適切に判断します。

(範囲を広げる際の考え方)

- ・感染者が在籍している学級は学級閉鎖
- ・部活動等で感染者と関わりのある児童生徒が在籍数の一定の割合を超えた学級は学級閉鎖
- ・欠席者(有症状者)及び感染のおそれがある児童生徒が一定数(「一定数」は、インフルエンザ等による学級閉鎖の割合よりも低い割合で判断)在籍する学級は学級閉鎖
- ・それ以外の感染のおそれがある児童生徒は、個別に出席停止
- ・校内に感染者がいない場合においても、地域で集団感染が発生した場合、保健衛生部局と連携を図り、必要に応じて臨時休業

③保健所による調査結果が判明した場合

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、①～③以外の場合で、保健所の助言等を踏まえて町教委が必要と判断した場合

※ 濃厚接触者がいなくても、検査対象者が在籍数の一定の割合を超えた場合は、全員陰性となるまでの期間を臨時休業とする。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校閉鎖】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

【臨時休業の期間等】

幅広な臨時休業を開始した日を起算日として、5～7日程度を目安に、以下の点を踏まえて町教委が判断します。

- ・ 保健所の助言等
- ・ 感染の把握状況
- ・ 感染の拡大状況
- ・ 児童生徒等への影響等

※ 臨時休業期間中は、「Chromebook」を用いたオンライン学習等を、適宜実施します。